

## 指定工事店の申請について（ご案内）

阿久比町役場建設経済部上下水道課

指定工事店の指定を受けようとする方は、阿久比町下水道指定工事店指定申請書（様式第1）に加え、下記のものをご用意いただき申請してください。

- （1） 個人の場合は、住民票記載事項証明書又は住民票の写し
- （2） 法人の場合は、登記事項証明書及び定款の写し
- （3） 申請者、その代表者及び役員が阿久比町下水道指定工事店規程第3条第1項第4号アからカまで（※）のいずれにも該当しない者であることを誓約する書類（様式第2）
- （4） 営業所の付近見取図（様式第3）及び写真
- （5） 責任技術者名簿（様式第4）
- （6） 専属する責任技術者の責任技術者証の写し及び雇用関係を証明する書類
- （7） 排水設備工事の施行に必要な設備及び器材を有していることを証する書類（様式第5）
- （8） 指定手数料 10,000円

なお、手数料は申請書受理後にお渡しする納付書にて納付してください。

また、指定工事店制度の改正及び排水設備の技術基準の統一に伴い、「排水設備工事の手引（1,000円）」を販売しております。指定工事店は必ず購入してください。

令和6年4月1日より、「排水設備指定業者の登録等事務の共同化」により、指定に関する書類を名古屋市上下水道局で各市町分をまとめて受付することができるようになりました。

※阿久比町への書類提出を妨げるものではありません。

※手数料の支払いや指定証の交付は、従来通り阿久比町でおこないます。

#### 【共同化受理窓口】

〒456-0053 名古屋市熱田区一番三丁目2番44番

名古屋上下水道総合サービス株式会社 協会事務局分室 Tel:052-228-2611

#### 【問い合わせ先】

建設経済部上下水道課下水道係 Tel0569-48-1111（内線1217, 1218）

※(4) 次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。

ア 工事業者（法人にあっては代表者）が精神の機能の障がいにより排水設備等の新設等の工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合

イ 工事業者（法人にあっては代表者）が破産手続開始の決定を受けて復権していない場合

ウ 工事業者（法人にあっては代表者）が責任技術者の登録を取り消されてから2年を経過していない場合

エ 指定工事店が、第10条第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合

オ 工事業者（法人にあっては代表者及びその役員）が阿久比町暴力団排除条例（平成23年阿久比町条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められる場合

カ 工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある場合